

## 「京都モノづくりの殿堂・工房学習」京モノレンジャー活動等要領

令和8年4月2日事務局長決定

(趣旨)

第1条 この要領は、京都まなびの街生き方探究館（以下「探究館」という。）が実施する体験学習プログラム「京都モノづくりの殿堂・工房学習」に参加する京（みやこ）モノレンジャー（以下「モノレンジャー」という。）の活動等について必要な事項を定める。

(活動内容)

第2条 モノレンジャーの活動内容は、探究館が指示する「京都モノづくりの殿堂・工房学習」における探究館内での児童の活動の進行及び補助とする。

(募集及び説明会)

第3条 探究館は、新たなモノレンジャーの確保が必要である場合、別に定めるところによりモノレンジャーを募集する。

2 探究館は、前項の募集への申込者に対して、モノレンジャーの活動に必要な知識及び技術を修得させるため、マスター講習会を実施する。

(登録)

第4条 探究館は、前条第2項に規定する説明会に参加し、かつ、モノレンジャーとしての活動の従事に支障がないと認められる者をモノレンジャーとして登録する。

2 登録の期間は、登録した日の属する年度の末日までとする。

3 モノレンジャーとして登録された者（以下「登録者」という。）は、登録された事項に変更が生じた場合、探究館に対し、速やかに変更内容を申し出なければならない。この場合、探究館は、速やかに登録内容の変更を行う。

(登録の更新)

第5条 探究館は、登録者が、登録期間の終了日（以下「終了日」という。）までに、登録の抹消を口頭又は文書により表明しなかった場合は、当該終了日の翌日から1年間登録を更新する。

2 探究館は、前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する登録者については、登録を更新しないことができる。

(1) 終了日以前1年間において、第7条の規定により活動を休止している場合を除き、活動の実績がない。

(2) 登録されている住所、電話番号などで登録者と連絡がとれない。

(3) 登録の期間中に、探究館が第6条第2項に規定する通知を行ったにもかかわらず、同条第3項に規定する申出なしに、通知された日時に活動を行わない。

(4) 第9条第2項に規定する探究館が義務付けた研修を受講しない。

(5) 探究館における事業の内容の変更、縮小、廃止その他の理由によりモノレンジャーの活動に変更があった。

(活動日時)

第6条 探究館は、モノレンジャーの活動日時を決定するため、モノレンジャーに対して希望の日時を照会する。

2 探究館は、モノレンジャーの希望、必要なモノレンジャーの人数その他の状況を勘案して、モノレンジャーの活動日時を決定し、モノレンジャーに通知する。

3 モノレンジャーは、前項の規定により通知された活動日時に不都合が生じたときは、探究館に対し、速やかに活動日時の取消し又は変更を申し出なければならない。

4 探究館は、前項の規定による申出があったときは、活動日時の取消し又は変更を行うものとする。

5 探究館は、第3項に規定する申出なしに、通知された日時に活動を行わなかったモノレンジャーに対し、その日以降の活動を依頼しないことができる。

(活動の休止)

第7条 登録者が、適正な事由により長期にわたってモノレンジャーとして活動することができない場合は、探究館に申出のうえ、活動を休止することができる。

2 前項の規定による休止期間の上限は、休止の始期の初日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、申出の内容により延長する場合がある。

#### (登録の抹消)

第8条 登録者が次のいずれかに該当する場合、探究館は、その者の登録を抹消することができる。

- (1) 登録の期間中に、第6条第2項に規定する通知を受けたにもかかわらず、同条第3項に規定する申出なしに通知された日時に活動を行わないとき。
- (2) 刑事事件に関し逮捕又は起訴されたとき。
- (3) 探究館職員・教職員・児童生徒・協賛企業関係者・モノレンジャーその他の関係者との間でトラブルを生じさせる、または、活動中に失策を繰り返す、暴力的・威圧的又は不適切な言動を行う、探究館の事業の推進に支障を生じさせる行為を行い、モノレンジャーとしての適性に欠けると認められるとき。
- (4) 第11条各号に掲げる事項を遵守しないとき。
- (5) 登録者が登録の抹消を希望するとき。

#### (研修)

第9条 探究館は、モノレンジャーの知識及び技術の向上のため、必要に応じて研修を実施する。

2 モノレンジャーは、前項に規定する研修のうち、探究館が受講を義務付けた研修は、必ず受講しなければならない。

#### (活動費)

第10条 探究館は、モノレンジャーとして活動を行った者に対し、原則、活動1日につき、ギフトカード等(1,500円)を支給する。

2 探究館は、登録者を被保険者とし、探究館を保険契約者とするボランティア保険に加入する。

#### (遵守事項)

第11条 モノレンジャーは、活動を行うにあたり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 活動により知り得た個人のプライバシーその他の秘密に属する事項を外部に漏らさないこと。また、SNSにおいて活動の様子を個人的に発信しないこと。登録期間の終了後も同様とする。
- (2) 活動中に、政治、宗教及び営利活動並びに風評の流布等を行わないこと。
- (3) 公共の福祉に反し、又は反する恐れのある行為を行わないこと。
- (4) 探究館職員の指示・指導に従うこと。

#### (感謝状)

第12条 探究館は、年度の末日におけるモノレンジャーの活動回数に応じて、翌年度に以下のとおり感謝状を贈呈する。

登録時から1年以上かつ通算10回以上の活動をした者に教育長名の感謝状を贈呈する。

#### (雑則)

第13条 本要領に規定するもののほか、必要な事項は、探究館事務局長が別に定める。

#### 附 則

##### (実施期日)

1 この要領は、令和8年4月2日から施行する。

##### (経過措置)

2 この要領の施行の日前から「京都モノづくりの殿堂・工房学習」のモノレンジャーとして登録されている者は、第4条の規定による登録をされたものとみなす。